

【参考】高知県版HACCP 認証の変更届に関する考え方

◆ 変更届の受け付け可否

	令和6年3月末まで	令和6年4月以降	備考
認証製品の追加	○ 内容により新規申請の 扱いとなる場合あり	× 新規申請による 追加も非対応	
認証製品の名称の変更	○	○	単なる名称変更で、製品の規格や製造方法等に変更がない場合
認証施設の名称の変更	○	○	
認証営業者（個人）の氏名の変更	○	○	姓の変更、漢字表記の修正等
認証営業者（法人）の名称の変更	○	○	
地位承継に伴う認証施設の名称、 認証営業者名等の変更	○	○	製品の規格や製造及び衛生管理の方法等に変更がない場合
認証施設の所在地の表記の変更	○	○	表記の変更でなく、施設そのものが移転する場合は対象外（廃止届の対象）
認証書の英語表記の追加・削除	○	○	
認証されたHACCPに沿った衛生管理方法の変更 (軽微でないもの)	○	×	変更が軽微か否かの判断は下表に示す

◆ 衛生管理の方法を変更した場合の判断例

変更が想定されるケースと判断を以下に示します。

（基本的な考え方）

- ・令和6年4月以降は認証に係る審査を行わないこととしています。
- ・審査を行わなくとも、認証時の衛生管理が維持されていると判断できるものについては、軽微な変更として扱います。
この場合は特段の手続なく、認証施設として継続が可能です。
- ・認証時の衛生管理が維持できているか確認審査が必要なものについては、軽微でない変更として扱い、変更が生じた時点で認証施設としては廃止の対象となります。
- ・認証の有無にかかわらず、施設において必要とされる取組を判断し、継続して実施するようお願いいたします。

		軽微な変更	軽微でない変更	備考
施設全体	製造エリアの増改築・減築		○	
	製造エリア以外の増改築・減築	○		図面を更新すること
	製造エリア内の機械器具等の配置変更 (レイアウトの改善)	○		図面を更新し、衛生上の問題がないことを確認すること
	図面の変更を伴わない施設の修繕	○		
原材料	原材料の供給者の変更	○		(第3ステージの場合) 供給者管理を実施すること
	原材料の追加・削除		○	
製造工程	目視・検品等工程の追加	○		製造工程一覧図や必要な手順書等を更新すること
	設備・機械器具類の更新	○		認証時と同一以上の目的・性能のものへ更新する場合
	設備・機械の新規導入		○	
	製造工程の一部削除		○	
衛生管理計画 全般	衛生管理計画（マニュアル・手順書 等含む）、マネジメントシステムの 見直しに伴う内容の変更	○		具体化・厳格化する場合 認証基準で求める頻度や方法をとらなくなる場合は、認証の廃止の対象
一般衛生管理	害虫等の駆除の委託の中止		○	
	使用薬剤の変更	○		同一の目的で使用する場合
	使用水を水道水以外から水道水へ 変更	○		関係するマニュアル等の整理を行うこと
	使用水を水道水から水道水以外/ 貯水槽管理へ変更		○	
HACCPに 関すること	HACCPチームメンバーの変更	○		製造・衛生管理について十分知識を持つ者が参加していること
	危害分析の見直し・変更	○		重要管理点の変更を伴わないもの
	重要管理点（CCP）の変更		○	
	管理基準（CL）の変更		○	
	モニタリング方法の変更		○	
	モニタリング頻度の削減		○	
	モニタリング頻度の増加	○		
	改善措置の方法の変更	○		具体化・厳格化する場合
	検証方法の追加	○		
検証方法の削減		○		
その他 認証を受けた 書類の内容	記録様式のレイアウトの変更	○		記録する内容は削減されていないこと
	書類の保管期間の変更	○		最低1年間保管すること。（1年以上流通する場合、賞味期限まで保管）

特段の手続は不要です
施設内で関係規定や文書
の見直しをお願いします

廃止届の対象です
施設で定めた衛生管理を
継続して実施してください